

桑折町空家改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑折町内の空家の利活用を促進し、移住・定住を促進するため、空家の改修等に要する費用に対し、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。）及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家

ア 居住その他の使用がなされていない戸建住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の店舗兼用住宅も含む。）でなおかつ町が実施している空家等実態調査によって空家等であると判断されたものをいう。ただし、建築物を賃貸又は売買する目的で所有し、又は管理するものを除く。

イ 次の各号に掲げる書類のうち町が必要と認めるものにより居住その他の使用がなされていないと確認できる建築物は、前項に掲げる空家等実態調査によって空家等であると判断されたものとして扱う。

(ア) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類

(イ) 登記事項証明書の閉鎖事項証明書（未登記の場合は固定資産の登録証明書）
又は建物滅失証明書及び申請者の住民票

(ウ) その他建築物の使用がなされていないと容易に認めることができる書類

(2) 定住

町内に10年以上住むことを前提に住所を有し、かつ、生活の実態がある世帯をいう。

(3) 移住者

本県外から本町へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。

なお、補助金交付申請（以下「交付申請」という。）の日から遡って、原則2年以内に本県外から本町へ住民票を異動した者を含む（補助を受けようとする空家に居住している者を除く。）。

(4) 子育て世帯

補助金の交付申請時において、18歳未満（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間）の就労していない子ども（補助金申請時において妊娠中の子も含む。）がいる世帯をいう。

(5) 新婚世帯

申請日において、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻の届出をした日から起算して1年以内の夫婦が属する世帯をいう。

(6) 被災者

東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害（市町村が発行する罹災証明等による。）を受けた者をいう。

(7) 避難者

156号福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく指示により設定された警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域）及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

(8) 既空家居住者

交付申請時において、補助を受けようとする空家（交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限る。）に居住している移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者又は避難者に該当する者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1、2及び3に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

(1) 補助対象者又は同一世帯の者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係

係を有する者

(2) 既にこの要綱による補助を受けたことがある者

(3) 町税等の滞納がある者

（補助の対象及び額）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1定める経費

とする。

3 補助金の額は、別表1に定めるものとする。

4 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、桑折町空家改修等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、桑折町空家改修等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(申請内容等の変更)

第7条 補助対象者は、事業内容を変更しようとするときは、桑折町空家改修等支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

(1) 6カ月未満の事業完了予定日の延長（交付申請を行う日の属する年度に限る。）

(2) その他町長が認める変更

2 補助対象者は、事業の中止又は廃止をしようとするときは、桑折町空家改修等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、第6条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第6条による補助金交付決定通知の受理した日から起算して15日を経過した日までに、桑折町空家改修等支援事業補助金取下げ申請書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

3 補助対象者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、桑折町空家改修等支援事業補助金年度終了実績報告書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、桑折町空家改修等支援事業実績報告書（第7号様式）に別表3に掲げる次に書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地確認の上、補助金の額を確定し、桑折町空家改修等支援事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、桑折町空家改修等支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助対象者が次いずれかに該当すると認めたときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 町長は、前項の取消しを決定したときは、桑折町空家改修等支援事業補助金交付取消通知書（第10号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

補助対象要件等

(1) 補助対象事業	空家の所有者又は賃借者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる空家の改修
補助要件	・ 補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空家（改修後に併用住宅となる場合も含む。）であること。 ・ 賃借する空家は、賃貸事業のために所有・管理されているものではないこと。 ・ 原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ交付申請年度内に補助対象住宅に定住すること。 ・ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。 ・ 空家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 ・ 補助の対象とする空家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。
(2) 補助対象者	・ 移住者 ・ 子育て世帯 ・ 新婚世帯 ・ 避難者 ・ 被災者 ・ 既空家居住者

(3) 補助対象経費	・ 空家の改修に要する費用
対象外経費	・ 空家の改修に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・ 空家の増築に係る費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・ 空家の改修に直接関係のない外構工事等、空家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等
(4) 補助額	補助対象経費の2分の1以内かつ最大150万円

別表2（第5条関係）

補助金交付申請書の添付書類

空家の改修等	・ 改修等に係る見積書の写し又は契約書及び改修費等内訳書の写し ・ 改修等に係る範囲を明記した図面（配置図、平面図等） ・ 空家所有者の改修等に係る承諾書の写し（賃借する場合） ・ 事業計画書（第11号様式） ・ 交付申請に関する誓約書（第12号様式） ・ 現住所の住民票（世帯全員分） ・ 空き家の現況等が分かる写真（外観、内観） ・ 罹災証明書の写し（被災者の場合） ・ 市町村の発行する届出避難場所証明書
--------	---

	の写し（避難者の場合） ・現住所と子どもの年齢が確認できるもの（子どもがいる場合） ・親族間の売買や賃借の場合は、売買（賃貸）契約書又は登記簿謄本の写し ・その他町長が必要と認める書類
--	---

別表 3（第 9 条関係）

完了実績報告書の添付書類

空き家の改修等	添付書類
	・契約書及び領収書の写し ・当該空き家を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合） ・その他町長が必要と認める書類 ・改修等を実施した部位を明記した平面図 ・改修等の内容が分かる写真 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し ・当該空き家が存する市町村の住民票（避難者及を除く。）